

万国郵便連合一般規則の第二追加議定書

万国郵便連合一般規則の第二追加議定書

アデイスアベバにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第三百三條を次のように改める。

第三百三條 大会議の権限

- 1 大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。
 - 1.1 万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。
 - 1.2 万国郵便連合憲章第二十九條及びこの一般規則第三百三十八條の規定に従って加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場

合には採択すること。

1.3 連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4 大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5 管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百十一条、第百七条及び第百二十五条の規定に従ってそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。

1.6 連合の戦略を採択すること。

1.6 の二 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案を承認すること。

1.7 万国郵便連合憲章第二十一条の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.8 管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を、特に関連の大会議の決議に定める選出の
手続に従って選出すること。

1.9 国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。

1.10 ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最

高限度額を決議によって定めること。

- 2 大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第二条

一般規則第四百四条を次のように改める。

第四百四条 大会議内部規則

- 1 大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。
- 2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従って改正することができる。
- 3 1及び2の規定は、臨時大会議について準用する。

第三条

一般規則第五百五条を次のように改める。

第五百五条 連合の機関のオブザーバー

- 1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

- 1.1 国際連合
- 1.2 限定連合
- 1.3 諮問委員会の委員
- 1.4 大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許可された団体
- 2 次の者は、^{1.12}第七條の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。
 - 2.1 国際連合の専門機関及び他の政府間機関
 - 2.2 国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者
 - 3 1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第四條

一般規則第六條を次のように改める。

第六百六条 管理理事会の構成及び運営

- 1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。
- 2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。
- 3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されることはできない。
- 4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。
- 5 管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第五条

一般規則第一百七条を次のように改める。

第一百七条 管理理事会の権限

1 管理理事会は、次の権限を有する。

1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策（例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの）を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。

1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。

1.3 万国郵便連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定する

こと。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によって確定され、及び承認された万国郵便連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によって作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。

1.4 1.3の規定に従い、万国郵便連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。

1.5 やむを得ない場合には、第百四十五条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。

1.6 請求があつた場合には、第百五十条6に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。

1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。

1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して、通常予算によって賄う国際事務局内の職を創

設し、又は廃止すること。

1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。

1.10 郵便業務理事会と協議の上、第百五条1及び2.1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。

1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。

1.12 郵便業務理事会及び国際事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者（大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限り。）を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。

1.13 第百一条3に規定する場合において次回の大会議の開催される加盟国を指定すること。

1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限を定めること。

1. 15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。
 - 1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。
 - 1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国
1. 16 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。
1. 17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。
1. 18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。
1. 19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。
1. 20 第百十三条 1.6 の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。

- 1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。
- 1.22 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討すること。
- 1.23 国際事務局の活動を監督すること。
- 1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。
- 1.25 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し）に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。
- 1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。
- 1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。

と。

1.28 次回の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したものを承認すること。

1.29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第二百二十二条の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。

1.30 諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこれらの基準に従つて委員となるための申請を承認し、又は承認しないこと。この場合において、管理理事会の会合から会合までの間において迅速な手続を通じて申請に対する取扱いが行われることを確保する。

1.31 連合の財政規則を定めること。

1.32 予備基金の管理規則を定めること。

1.33 特別基金の管理規則を定めること。

1.34 特別活動基金の管理規則を定めること。

1.35 任意基金の管理規則を定めること。

1.36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1.37 福祉基金規則を定めること。

1.38 第五十二条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.39 管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第六条

一般規則第百八条を次のように改める。

第百八条 管理理事会の会期の開催

1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出し、及びその内部規則を定める。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 管理理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は

例外的により多く会合する。

3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関する問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

5 諮問委員会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に同委員会に関する問題がある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

第七条

一般規則第百九条を次のように改める。

第百九条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

2 原則

2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、管理理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特

別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事會に關係する場合には郵便業務理事會に報告する。管理理事會は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事會と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第八条

一般規則第一百条を次のように改める。

第一百条 旅行の費用の償還

1 管理理事會の會合に参加する各理事國の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟國が負担する。ただし、同理事會及び國際連合がそれぞれ作成する表において開發途上國又は後發開發途上國に分類されている加盟國の各一人の代表者は、大會議の會期中に開催される同理事會の會合に参加する場合を除く

ほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。これと同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するとき、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

第九条

一般規則第百十二条を次のように改める。

第百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営

- 1 郵便業務理事会は、四十八の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。
- 2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。
- 3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

- 4 郵便業務理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。
- 5 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第十条

一般規則第百十三条を次のように改める。

第百十三条 郵便業務理事会の権限

- 1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。
 - 1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。
 - 1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。
 - 1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。
 - 1.4 加盟国及びその指定された事業体に関する技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟

国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7 諮問委員会の報告書及び勧告を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には諮問委員会の勧告を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8 諮問委員会の委員となる理事国を指定すること。

1.9 財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含む全ての加盟国又はその指定された事業体に関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

- 1.10 大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。
- 1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。
- 1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。
- 1.13 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。郵便業務理事会は、また、他の会期において連合の施行規則を改正することができる。いずれの場合においても、同理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。
- 1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第四百四十条の規定に従って加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。
- 1.15 いずれかの加盟国が第三百三十九条の規定に従って国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟

国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告（連合の文書に定める場合には、拘束力のある規定）として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第一百五十二条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

1.20 郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第十一条

一般規則第百十四条を次のように改める。

第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国及び四の副議長国並びに各委員会の議長国、副議長国及び共同議長国を選出し、並びにその内部規則を定める。同理事会の議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略（特に連合の常設機関の戦略に関する部分）に基づ

き、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

5 諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

第十二条

一般規則第百十五条を次のように改める。

第百十五条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

2 原則

2.1 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理

事会に係る場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

第十三条

一般規則第百十六条を次のように改める。

第百十六条 旅行の費用の償還

1 郵便業務理事会に参加する加盟国の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該加盟国が負担する。ただし、国際連合の作成する表において後発開発途上国の一とみなされる加盟国の各一人の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。

第十四条

一般規則第百十七条の次に次の一条を加える。

第百十七条の二 連合の常設機関の調整委員会

1 管理理事会の議長、郵便業務理事会の議長及び国際事務局長は、連合の常設機関の調整委員会を構成する。

2 調整委員会は、次の権限及び任務を有する。

2.1 連合の常設機関の活動の調整に貢献すること。

2.2 必要な場合には、連合及び郵便業務に関する重要な問題について討議するため、並びに連合の機関に対してこれらの問題に関する評価を提供するために会合すること。

2.3 連合の活動に関する全ての決定が連合の文書に定めるそれぞれの機関の責任に基づき適当な機関によってなされるように、戦略計画の作成の適正な実施を確保すること。

3 調整委員会は、管理理事会の議長の招集により、連合の所在地において、一年に二回会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が郵便業務理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

第十五条

一般規則第二百二十三条を次のように改める。

第二百二十三条 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表

1 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することができる。

2 諮問委員会の委員は、第二百五条の規定に従い管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に招請される。また、諮問委員会の委員は、第九九条^{2.2}及び第一百五條^{2.2}の規定に従い常設の部会及び特別のチームの活動に参加することができる。

3 管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

第十六条

一般規則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 国際事務局長の権限

0の二 国際事務局長は、連合を法的に代表する。

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し、及び統括する。

2 職の分類、任命及び昇級に関し、

2.1 国際事務局長は、G 1からD 2までの等級の職を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し、及び昇級させる権限を有する。

2.2 国際事務局長は、P 1からD 2までの等級への職員の任命に当たり、加盟国が推薦した当該加盟国の国籍を有し、又は当該加盟国において職業活動に従事する候補者の職務上の適格性を考慮する。この場合において、国際事務局長は、大陸間の衡平な地理的配分及び言語を考慮する。D 2の等級の職は、国際事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。特別な資格を必要とする職の場合には、国際事務局長は、外部に対し募集を行うことができる。

2.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D 2、D 1及びP 5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならぬことを考慮するものとする。

2.4 国際事務局の職員のD 2、D 1及びP 5の等級への昇級については、国際事務局長は、2.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。

- 2.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語を考慮することの要請よりも能力を優先する。
- 2.6 国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。
- 3 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。
 - 3.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者として行動すること。
 - 3.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。
 - 3.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。
 - 3.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国に通報し、これを執行すること。
 - 3.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。

- 3.6 策定された政策及び利用することができる資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。
- 3.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。
- 3.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従って、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。
- 3.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。
- 3.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であって次回の大会議に提出されるものを作成すること。
- 3.11 削除
- 3.12 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。
- 3.12.1 万国郵便連合と限定連合との間
- 3.12.2 万国郵便連合と国際連合との間

3.12.3 万国郵便連合と連合にとって関心のある活動を行っている国際機関との間

3.12.4 万国郵便連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間

3.13 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。

3.13.1 連合の機関の活動の準備及び組織

3.13.2 書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布

3.13.3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営

3.14 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができない。

第十七条

一般規則第三百三十条を次のように改める。

第三百三十条 連合の機関の書類の準備及び配布

1 国際事務局は、管理理事会内部規則及び郵便業務理事会内部規則に従い、第一百五十五条に定める言語で発行される全ての書類を準備するものとし、連合のウェブサイト上で利用可能とする。同事務局は、また、特に加盟国の代表者に対して、特別に設けられた効率的なシステムを用いて、新たな電子的な書類の発行についても連合のウェブサイト上で通知する。

2 さらに、国際事務局は、いずれかの加盟国の要請があつた場合にのみ、連合の刊行物（同事務局の回章並びに管理理事会及び郵便業務理事会の議事概要等）の物理的方式による配布を行う。

第十八条

一般規則第三百三十八条を次のように改める。

第三百三十八条 大会議への議案の提出の手續

1 加盟国による大会議への全ての種類の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手續による。

1.1 大会議の开会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理される。

1.2 編集上の議案は、大会議の开会日に先立つ六箇月の期間は、受理されない。

- 1.3 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の二の加盟国の支持がない限り、受理されない。
- 1.4 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも他の八の加盟国の支持がない限り、受理されない。その後到着する議案は、受理されない。
- 1.5 議案に対する支持の通告は、当該議案に係る期間と同一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。
- 2 万国郵便連合憲章及びこの一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、かつ、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象とされない。
- 3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなつた変更のみを内容としなければならない。また、連合に実質的な支出をもたらすおそれのある議案は、その実施に必要な資金を決定す

るために、当該議案を提出する加盟国が国際事務局と協議の上作成した財政的影響に関する記載を伴うものとする。

4 編集上の議案には、これを提出する加盟国が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同事務局が編集上の問題にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。

5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に関する議案の提出及び管理理事会又は郵便業務理事会による議案の提出については、適用しない。

第十九条

一般規則第四百四十四条を次のように改める。

第四百四十四条 施行規則及び大会議から大会議までの間に採択された決定の効力発生

1 施行規則は、大会議が作成した連合の文書と同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に

関する決定は、その通報の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。ただし、新たに作成された施行規則が1の規定に従って効力を生ずる前に当該施行規則の改正が採択された場合には、この必要な期間は、当該改正については、適用しない。

第二十条

一般規則第四百四十六条を次のように改める。

第四百四十六条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金（未払分につき生ずる利子は含まない。）の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理

事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものとして連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、その滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。

5 連合に対して負う分担金の滞納については、例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。

6 管理理事会は、例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。

8 3から7までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用す

る。

9 国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。

10 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課すことに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。

第二十一条

一般規則第百五十条を次のように改める。

第百五十条 分担等級

1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

五〇単位等級

四七単位等級

四五単位等級

- 四三單位等級
- 四〇單位等級
- 三七單位等級
- 三五單位等級
- 三三單位等級
- 三〇單位等級
- 二七單位等級
- 二五單位等級
- 二三單位等級
- 二〇單位等級
- 一七單位等級
- 一五單位等級
- 一三單位等級

一〇単位等級

七単位等級

五単位等級

三単位等級

一単位等級

二分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他管理理事会が指定する国のためのもの）

一〇分の一単位等級（国際連合がその関係部局の発行する最新の統計上の情報に基づき人口二〇万未満の開発途上にある島嶼国（しよ）と認める国のためのもの）

2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、その加盟国が属する分担等級に相当する分担単位数よりも大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、その加盟国は、当該加盟国がより大きい分

担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払に依りて経費も増加するものとする。

3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十一条4に定める手続に従って1に規定する分担等級のいずれかに属する。

4 加盟国は、その後、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に変更の要請を送付することを条件として、より低い分担等級を選定することができる。大会議は、分担等級の変更に係るこれらの要請について、拘束力のない見解を示す。要請を送付した加盟国は、当該見解に従うか否かについて自由に決定することができる。当該加盟国の最終的な決定は、大会議の終了前に国際事務局に伝達されるものとする。変更に係る要請は、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。定められた期限までに分担等級の変更の希望を表明しなかった加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。

5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級への変更を要求することができない。

6 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した

分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。また、同理事会は、同様の状況の下において、既に一単位等級に属する加盟国であつて後発開発途上国に属さないものにつき二分の一単位等級への一時的な変更を認めることができる。

7 6の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。

8 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

第二十二條

一般規則第五十二條を次のように改める。

第五十二條 利用者の資金提供による補助機関の組織

1 郵便業務理事会は、管理理事会の承認を条件として、万国郵便連合憲章第十八條に規定する自己の権

限の範囲内における業務上、営業上、技術上及び経済上の活動であつて通常予算によつて賄うことができないものを行うため、利用者の資金提供による補助機関（その資金提供は任意とする。）を設立することができる。

2 郵便業務理事会は、同理事会の下に1に規定する補助機関を設立する場合には、政府間機関としての連合の基本的な規則及び原則を十分に考慮しつつ当該補助機関の内部規則が準拠する枠組みを決定し、承認を得るために管理理事会に提出する。当該枠組みには、次の要素を含む。

2.1 任務

2.2 構成（当該補助機関の構成員の分類を含む。）

2.3 意思決定についての規則（当該補助機関の内部構造及び当該補助機関と連合の他の機関との関係を含む。）

2.4 投票及び代表についての原則

2.5 財政（出資、利用料等）

2.6 事務局の構成及び運営上の構造

3 利用者の資金提供による補助機関は、2に規定する枠組みであつて、郵便業務理事会が決定し、管理理事会が承認するものの中で自律的に活動するものとし、検討のために郵便業務理事会に提出する自己の活動に関する年次報告書を作成する。

4 管理理事会は、利用者の資金提供による補助機関が通常予算に払い込むべき経費に関する規則を作成し、連合の財政規則において公表する。

5 国際事務局長は、利用者の資金提供による補助機関のために雇用する職員に適用される職員規則及びその施行規則の関連規定に基づき、当該補助機関の事務局を管理する。当該補助機関の事務局は、国際事務局の不可分の一部を成す。

6 この条の規定に従つて設立される利用者の資金提供による補助機関に関する情報は、その設立の後に大会議に報告される。

第二十三条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

1 この追加議定書は、二千十九年七月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千十八年九月七日にアデイスアベバで作成した。

